

第二百号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年十一月三十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項の表中

百分の百二十五	百分の百二十五
百分の百五	百分の百五

を

百分の百二十五	百分の百十五
百分の百五	百分の九十五

に改め、

同条第三項中「百分の七十」との下に「、百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」とを、「百分の六十」との下に「、百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」とを加える。

第二条 学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項の表中

百分の百二十五	百分の百十五
百分の百五	百分の九十五

を

百分の百二十	百分の百二十
百分の百	百分の百

に改め、

同条第三項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」を「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」に、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の五十五」を「百分の百」とあるのは「百分の五十七・五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、学校職員の給与を改定する必要がある。